

指定地域における燃料の使用に関する措置

適用区域	適用工場・事業場	燃料使用基準 (燃料の種類)	燃料使用基準 (使用燃料の 硫黄含有率)	原料・燃料の 重油換算方法	参考
北九州市	硫黄酸化物に係る全ばい煙発生施設における原料・燃料使用量の重油換算値の合計が50L/h以上1,000L/h未満の工場・事業場。	重油等の石油系燃料	0.6%以下 ただし、排煙脱硫装置を設置している場合は脱硫効率による換算値	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設(予備の施設は除く。)を定格能力で使用する場合に使用する原料・燃料の量	昭和51年12月28日 福岡県告示第1878号
京都郡 苅田町	硫黄酸化物に係る全ばい煙発生施設における原料・燃料使用量の重油換算値の合計が50L/h以上1,000L/h未満の工場・事業場。	重油等の石油系燃料	0.6%以下 ただし、排煙脱硫装置を設置している場合は脱硫効率による換算値	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設(予備の施設は除く。)を定格能力で使用する場合に使用する原料・燃料の量	昭和51年12月28日 福岡県告示第1878号
大牟田市	硫黄酸化物に係る全ばい煙発生施設における原料・燃料使用量の重油換算値の合計が50L/h以上1,000L/h未満の工場・事業場。	重油等の石油系燃料	1%以下。ただし、排煙脱硫装置を設置している場合は脱硫効率による換算値。	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設(予備の施設は除く。)を定格能力で使用する場合に使用する原料・燃料の量	昭和52年12月1日 福岡県告示第1715号